

林務部における肥料木の植栽歩掛の考え方については、下記のとおりです。

【準用基準】

H29 治山林道必携（積算・施工編）P974 からの各種植栽歩掛の備考欄に記載してある「肥料木の植栽は、植穴掘付、植付の一連作業として0.33人/100本を標準とし、別途計上する」に準じて積算しています。

【積算例】

誤った積算：「普通の山行苗の歩掛」＋「肥料木歩掛 0.33 人」

正しい積算：「肥料木歩掛 0.33 人」

※治山林道必携には「別途計上する」とあるが、肥料木の場合、労務費は0.33人のみ計上するため注意してください